

平成28年第3回（5月）上牧町議会臨時会会議録

議事日程

平成28年5月12日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について
上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第1号 上牧町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

第1から第5まで議事日程に同じ

- 追加日程第 6 議長 の 辞職 の 許可 について
- 追加日程第 7 議長 選挙 について
- 追加日程第 8 副議長 の 辞職 の 許可 について
- 追加日程第 9 副議長 選挙 について
- 追加日程第10 常任委員 の 選任 について
- 追加日程第11 議会運営委員 の 選任 について
- 追加日程第12 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について
- 追加日程第13 議席 の 変更 について
- 追加日程第14 議員 の 派遣 について
- 追加日程第15 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
総務部長	西山義憲	総務部理事	為本佳伸
都市環境部長	下間常嗣	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
税務課長	五藤博行	まちづくり推進課長	杉浦俊行
保険年金課長	寺口万佐代		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 脇屋良雄 書記 山下純司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定数に達しておりますので、平成28年第3回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

平成28年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

さて、熊本地方一連の地震により、甚大な被害を及ぼし、多くのとうとい命が失われました。改めまして、犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号、報第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。内容につきましては、報第1号は、地方税法の一部改正に伴う上牧町税条例等の一部改正であります。報第2号は、地方税法の一部改正に伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議第1号につきましては、上牧町道路線の認定についてでございます。

以上のとおり案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（吉中隆昭） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

東議会運営委員長。

（議会運営委員長 東 充洋 登壇）

○議会運営委員長（東 充洋） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告を行います。

5月10日午前10時、全委員出席により、平成28年第3回上牧町議会臨時会についての議会運営委員会を開会いたしました。上牧町より、今臨時会に付議すべき議案として、報第1号専決処分報告、上牧町税条例等の一部を改正する条例について、報第2号 専決処分報告、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第1号 上牧町道路線の認定についての3議案が上程されました。議会運営委員会は、これら議案について常任委員会に付託すべきかを審議いたしました結果、本会議審議で十分審議ができるとの意見が出され、本会議審議ということで全委員異議なく決しました。会期につきましては、5月12日、本日1日と全委員異議なく決しました。

その他について、本日午前9時より議員懇談会が開かれました。今回の議員懇談会は、この後予定されております議長、副議長選挙が行われるに当たり、立候補する各議員の所信表明演説が行われました。この議員懇談会に、住民の方から、住民として議長、副議長に立候補する各議員の所信表明を聞きたいとの申し出があり、議会運営委員会は、あくまでも懇談である以上、公開、傍聴には値しないとの見解であります。しかし、住民の方にとっても、議会を代表する議長、副議長を選出するための所信表明である以上、今後、議長、副議長選出のための議員懇談会だけ傍聴を認めることに全委員異議なく決しました。

2つ目は、議会改革について、上牧町議会基本条例に基づいて、1年間の改革状況を検証

する必要があるのではないかとの意見があり、議会改革については議会運営委員会が所管しており、早い時期に議会改革についての進捗状況をまとめることに全委員異議なく決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、牧浦議員、5番、辻議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第1号 専決処分報告について。

上牧町税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 報第1号 専決処分報告について、説明いたします。

専第3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることから、上牧町税条例につきましても、適用日までに条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、改正した上牧町税条例の内容についてご説明いたします。

まず、第1条、上牧町税条例の一部改正の主な内容といたしましては、法律改正で導入されました固定資産税等の再生可能エネルギー発電設備等に係る課税標準の特例措置、わがまち特例を条文に追加するとともに、特例措置の期間を法律に合わせまして延長しております。

第1条の具体的な改正内容といたしましては、第18条の2第1項中の「不服申立て」を「審査請求」に改め、第56条では、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合され、独立行政法人労働者健康安全機構として平成28年4月1日に発足することから、関係する条文の整理を行っております。また、第59条につきましても同様の条文整理を行っております。

次に、附則第10条の2で、法附則第15条第2項、第1項の条例で定める割合についての条文の整理、追加を行っております。第4項では条ずれの整理、第7項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項及び第18項につきましては、課税標準の特例に関する市町村の条例で

定める割合の条文を追加し、各項とも条例で定める割合を法令を参酌した割合としております。第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定では、第8項第5号で提出書類の追加の条文をつけ加えております。

次に、第2条、上牧町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、平成27年12月に改正いたしました上牧町税条例の一部改正について、第6条、町たばこ税に関する経過措置の第3項、第7項、第10項、第12項及び第14項に規定する各表中の条文の一部と語句等の整理を行っております。

附則では、第1条で、この条例の施行日を法改正の施行と合わせ、平成28年4月1日からの施行としております。また、第2条で、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内英樹） 9番、堀内英樹です。

1点だけお尋ねします。第1条の最初にございます第18条の2第1項中、「不服申立て」を「審査請求」に改めるというふうになっております。これは制度改正に伴うものと思われませんが、関連する制度の要点も含めて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） ただいまの堀内議員のご質問でございます。

18条の2の第1項のまず内容でございます。災害などにより、期限まで徴税に関する申告及び申請または納付ができないと認める場合、当該期限を延長するという規定でございますけれども、それに対しましての不服申し立てを、今回、行政不服審査法の改正によりまして、審査請求と一元化されたことに伴う改正でございます。

○9番（堀内英樹） 結構です。

○議長（吉中隆昭） よろしいか。

○9番（堀内英樹） はい。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

今回の税条例等の一部改正ということで、2つのくくりで行われていますけども、主に文言の変更というところと、あと、特徴としては、附則の第6条関係で、町たばこ税に関する経過措置というところが私なりに特徴だと理解をしたところですけども、町民への影響は、どのようなところで影響がありますか。この条例改正全体についてご説明をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） ただいまの石丸議員のご質問でございます。

今回、一部改正によりますことにつきましては、主に固定資産税の改正でございます。非課税、課税につきましては、非課税法人の改組によるもの、また、課税の特例など、それから、10条の3の改正につきましては、地方税法施行令の改正による条例の整備などがございます。また、2条改正の6条につきましては、12月議会に計上させていただきましたたばこ税の件でございますけども、これにつきましても施行令で明確化したということでございます。

よって、上牧町民の皆様に対しての影響でございますけども、これに対しましては、全く影響はないということでございます。

○10番（石丸典子） 結構です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第2号 専決処分報告について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成28年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 報第2号 専決処分報告について、説明いたします。

専第4号 専決処分書。上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

内容について説明いたします。

今回の上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正させていただくものでございます。改正の内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円に改め、低所得者に係る保険税減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

条例の適用につきましては、平成28年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

今回の国民健康保険税条例の専決処分ですけれども、限度額が引き上げられて、4万円引

き上げられることになり、国民健康保険税の最高限度額は合計で89万円となるものです。これは、去年もこの時期に専決処分で引き上げられ、4万円でした。ことしも4万円ということで、専決処分ということで行われましたけれども、はっきり言いまして、この部分は住民負担増だと認識をしているところです。

それで、医療分については限度額52万円が54万円、後期高齢者支援金分については17万円が19万円ということの引き上げです。一部低所得者層のところについては、昨年度も減額の対象が引き上げられるということで、この部分は対象が広がるという部分ですけれども、負担増となる対象者はどのぐらいの見込みでしょうか。去年も減っていますというふうな漠然としたお答えでしたけれども、どの程度の方に影響されると見込まれますか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今回の改正の負担増でございますけれども、平成27年度ベースの試算でございますが、医療分で4世帯のマイナスでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 去年で、世帯でどのぐらいでしたか。去年よりさらに対象者が減るというお答えでしたね。去年、平成26年度でどのぐらいの世帯かおわかりですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 平成27年度でございますけれども、56世帯ございました。今回の改正で52世帯に減っております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 結構です。お聞きしておきます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第5、議第1号 上牧町道路線の認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第1号 上牧町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、上牧町道路線を下記のとおり認定する。

平成28年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 議第1号 上牧町道路線の認定について。

蛇ヶ谷1号線及び蛇ヶ谷2号線の認定については、宅地開発への入居に伴い、起点を役場北側に位置する町道蛇ヶ谷線との接道部分とし、終点を宅地南側接道地点までとして認定するものでございます。位置図につきましては、紙ベースでご提示している部分でございます。

議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） これの延長、それから面積はどの程度になるんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） まず、幅員につきまして、蛇ヶ谷1号線、2号線とも、幅員については6.01メートルでございます。延長につきましては、蛇ヶ谷1号線、27.017でございます。蛇ヶ谷2号線延長につきましては、34.731メートルでございます。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 9番、堀内です。

まず、お尋ねに入る前に、資料を本日配付されました。こういう事前にわかっている内容ですから、議案配付のときに配付いただくと、あるいはほかの資料とタブレット端末に入力していただくというのが議会と理事者の申し合わせ事項であると思いますが、まず、資料が本日配付されたことについて説明いただき、資料の扱いについては議長において善処していただきたいというふうに思います。まずこれが最初の指摘であり、また要望事項です。よろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） よくわかりました。

都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） この資料の件につきましては、今まではちょっと提示していなかった部分もございますが、提示することによって、説明するよりか見ていただく方が早いということできょう提示させていただいた部分でございます。今後につきましては、今、議員がおっしゃるように、提示することによってわかりやすいということであれば、今後は提示していきたいなというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 提示した時点で説明の方がわかりやすいと。それは説明する側のお話かと思えます。我々としては、議会としては、事前に配付いただいて、そして、できればこういう道路関係とか、あるいは現場が伴うものについては事前に確認しておくということは、私だけではなくてほかの議員もやっていることですから、ぜひ、まず前もってタブレット端末に入力していただく、次回から配付していただくということで議案配付時の扱いとしてはお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申し上げましたとおり、通常、定例会の部分につきましては、資料についてはタブレット端末で事前に配付させていただいておりますが、今後、このような臨時会につきましても同様に、事前にタブレット端末で資料を配付させていただきたいというふうにさせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 一昨日の議会運営委員会の状況も理事者においても見ていただいたかと思えますが、あるいは聞いていただいたかと思えますが、議案です。しかも、道路認定という大事な議案ですから、ぜひ、資料の扱いについては、今後、十分留意いただくように申し入れておきたいと思えます。

それでは、内容についてお尋ねしますが、この道路なんですが、今、幅員、延長等については、さきの議員からのお尋ねで説明ございました。急ぎ私も現場を拝見したんですけれども、袋小路なんですね。町道としてはぎりぎりの要件を満たす状況なんですね。これが1点。そして、比較的新しく、最近になって町も事前にいろんな協議もされて、この開発が行われたというふうに思っております。当然、この近くの、例えば米山台地区等については、大変古い開発の中でこの種の形状のものは見受けられるんですけれども、新しく開発された道路でということからいうと、大変異例な町道認定ということになるろうかと思うんですけれども、その点については、町としてはどういう判断のもとにこれを最終的には町道認定したいという提案をなされたのか。その経緯と判断、その基準について説明をいただきたい。よろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） これにつきましては、宅地開発におきましては、ある程度、大規模開発、それから小規模開発という部分がございます。大規模開発という部分につきましては、宅地等も多い中で、町としてある程度の1つの基準、入居者が8割、7割以上になると、町道認定として移管を受けるとかいうふうな部分もございます。

ただ、今回のこの部分につきましては、小規模というところで、宅地の開発区画数が12区画でございます。そのうち、既に1区画については入居していただいていると。今後、そういうふうな部分で入居が見込まれるという中で、今回、この部分につきまして、公衆用道路としての寄附が26年1月にいただいておりますので、今後、入居も見込まれるという予測の中で、今回、町道認定としての議案を提出させていただいたという経緯でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 先ほどもちょっと町道認定する基準ということについて、つまり、こういう道路をつくりたいです、あるいはつくるについては町としてどういう見解かというあたりの話なんですが、今回、こういう形の町道としてはぎりぎりの話です、これね。袋小路ですし、しかも、車としては、恐らく頭から突っ込めばバックするしかないという形状ですから、従来は私道として開発されてきた形状ですから、それを町道として事前協議の段階で認めというか、あるいは寄附採納があったときには町道として受けますよという協議もあったと思うんです。その辺の判断の基準というのは、今後もこういったものについては町道として受け入れていくのかどうか、その辺のことも含めて説明をお願いしたい。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） まず、今後についても、このような、例えば先ほども言いました小規模開発云々でございまして、区画数であるとか、延長の基準にいたしまして、こういうふうな部分については、町道としての認定という部分につきましては、事前協議の中で町が認定するものについては認定していくというものでございます。

それと、奈良県の開発基準の中で、延長が35メートル以下、当該設計のみの接道する部分と住宅戸数が4戸以上の場合には町道認定するものという規定もございまして、それを準用して町道認定は行っていきたいなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 説明としては理解できました。今後、こういった小規模なものでも、開発の余地があれば、私は基本的に進めていくべきだろうと、促進していくべきであろうというふうに考えております。したがって、道路としてはこういうふうに行きどまりの道路であったとしても、やはり人口増を図るという観点からは、進めていくべきであろうという立場です。

ただ、とはいいいながら、道路としてはやっぱりかなり厳しい条件ですから、その辺も十分考えながら、基本的には進めていただきたい。特に近隣の、名前を出して恐縮ですが、広陵町あたりはかなりこの種の開発がいろんなところで進められております。その結果もあって、広陵町は人口が依然ふえているという状況が一方あるわけですから、そういう点も踏まえながら、ぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今ご意見として頂戴いたしました部分も含め、今後、小規模開発における町道認定についても、寄附を受けながら認定はしていきたいなというふうには思っております。

○9番（堀内英樹） 以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○副議長(長岡照美) それでは、再開いたします。

議長、吉中隆昭君から、議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(長岡照美) ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題といたします。

吉中君、退場をお願いいたします。

(12番 吉中隆昭 退場)



◎議長の辞職の許可について

○副議長(長岡照美) 追加日程第6、議長の辞職の許可について。

議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長(脇屋良雄) 平成28年5月12日。

上牧町議会副議長、長岡照美殿。

上牧町議会議長、吉中隆昭。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長（長岡照美） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

吉中君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（長岡照美） ご異議なしと認めます。

よって、吉中君の議長辞職を許可することに決しました。

吉中君、入場お願いいたします。

（12番 吉中隆昭 入場）

○副議長（長岡照美） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（長岡照美） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として議題といたします。



◎議長選挙について

○副議長（長岡照美） 追加日程第7、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「指名推選」と言う者あり）

○副議長（長岡照美） 指名推選という声がありますので、議長選挙の方法については指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（長岡照美） ご異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法について、私が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(長岡照美) ご異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

議長に吉中隆昭君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました吉中隆昭君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(長岡照美) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました吉中隆昭君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました吉中隆昭君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

議長に当選されました吉中隆昭君より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

(12番 吉中隆昭 登壇)

○12番(吉中隆昭) ただいま上牧町議会議員間の議長選挙において、私、吉中隆昭を昨年に引き続き指名推選という形で議長に選んでいただきまして、まことにありがとうございます。

議員皆さん方のご理解とご協力以外の何物でもありません。心よりお礼申し上げます。与えられた任期1年間を、健康管理を十分心がけながら、町民にわかりやすい、開かれた議会に徹したい、また、対外的な対応、全議員によるチームワークを大切にしていきたいと思っております。何分にも理事者、そして議員皆さんのご理解とご協力なくして実現できませんので、何とぞ重ねてお願いを申し上げまして、議長当選承諾と就任の挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

(拍手)

○副議長(長岡照美) 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。

副議長、長岡照美君から、副議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることにご異議ございませんか。

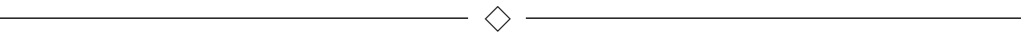
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題といたします。

長岡君の退場を願います。

（1番 長岡照美 退場）



◎副議長の辞職の許可について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第8、副議長の辞職の許可について。

副議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 平成28年5月12日。

上牧町議会議長、吉中隆昭殿。

上牧町議会副議長、長岡照美。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

長岡君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、長岡君の副議長辞職を許可することに決しました。

長岡君、入場をお願いします。

（1番 長岡照美 入場）

○議長（吉中隆昭） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として議題といたします。



◎副議長選挙について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第9、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「指名推選」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 指名推選という声がありますので、副議長選挙の方法については指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

それでは、副議長に石丸君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました石丸君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました石丸君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました石丸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

副議長に当選されました石丸君より、副議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

(10番 石丸典子 登壇)

○10番(石丸典子) ただいま副議長に当選させていただきました石丸典子でございます。ありがとうございます。

私は、これまでの上牧町議会の民主的な運営を継続させるということと、もう1つは、ことして上牧町の議会基本条例ができて丸3年たちました。この議会基本条例は、議会と議員のあり方を厳しく定めたものでありますけれども、この条例を運用して、上牧町の住民福祉が向上できるような議会に議長と協力をして取り組んでいきたいというのが私の所信です。どうか皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(拍手)

○議長(吉中隆昭) ただいま石丸君が副議長当選を承諾されました。どうもありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時25分

○議長(吉中隆昭) それでは、再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の任期が満了となりますので、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として議題といたします。

◇

◎常任委員の選任について

○議長(吉中隆昭) 追加日程第10、常任委員の選任について。

常任委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第2条に規定されておりますので、念のため申し添えます。

総務建設常任委員に、辻議員、牧浦議員、富木議員、堀内議員、東議員、吉中議員、以上6名を指名します。

次に、文教厚生常任委員に、長岡議員、竹之内議員、遠山議員、康村議員、服部議員、石丸議員、以上6名をそれぞれ選任いたします。

ただいま各常任委員を選任いたしましたので、各常任委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

お諮りいたします。

議会運営委員の任期が満了となりますので、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追

加日程第11として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題といたします。



◎議会運営委員の選任について

○議長(吉中隆昭) 追加日程第11、議会運営委員の選任について。

議会運営委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条の2第2項に規定されておりますので、念のため申し添えます。

それでは、議会運営委員に、竹之内議員、遠山議員、富木議員、康村議員、堀内議員、東議員、以上6名を選任いたします。

ただいま議会運営委員を選任いたしましたので、議会運営委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

この際、広報委員会につきましても、ほかの委員会同様選任したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、広報委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。広報委員に、石丸議員、辻議員、竹之内議員、長岡議員、牧浦議員、堀内議員、遠山議員、以上7名を選任いたします。

ただいま選任いたしました広報委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長(吉中隆昭) それでは、再開いたします。

先ほど選任いたしました常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の委員長、副委員長を互選していただきましたので、発表いたします。

総務建設委員会、委員長に堀内議員、副委員長に富木議員。文教厚生委員会、委員長に康村議員、副委員長に竹之内議員。議会運営委員会、委員長に東議員、副委員長に遠山議員。広報委員会、委員長に辻議員、副委員長に牧浦議員。

以上でございます。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も継続して調査したいとの申し出があります。この申し出を日程に追加し、追加日程第12として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定いたしました。



◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第12、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事項について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も調査が終了するまで継続して調査したいとの申し出があります。この申し出のとおり、所管事項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第13として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第13として議題といたします。



◎議席の変更について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第13、議席の変更について、これを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

1番、石丸議員、2番、竹之内議員、3番、遠山議員、4番、牧浦議員、5番、辻議員、6番、長岡議員、7番、富木議員、8番、服部議員、9番、堀内議員、10番、康村議員、11

番、東議員、12番、吉中議員。

以上のとおり変更いたします。

なお、本臨時会は、ただいまお座りの議席のままといたします。次期議会までに、事務局の方で名札の差しかえをお願いいたします。

お諮りいたします。

議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第14として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第14として議題といたします。



◎議員の派遣について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第14、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が、行政分野にわたり、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。平成28年度において、会議規則第73条、第119条及び上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市等、また研修会等に議会議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、平成28年度に当町議会議員を先進諸都市等の視察及び研修会に派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約第5条第1項の規定による組合議員の選出について、これを日程に追加し、追加日程第15として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加

日程第15として議題といたします。



◎山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第15、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について、これを議題といたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第5条第1項の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りいたします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出につきましては議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員として堀内議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、堀内議員が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に決定いたしました。



◎閉会の宣告

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

◇

◎町長の挨拶

○町長(今中富夫) 全議案、承認、議決をいただきましてありがとうございます。

また、本日議長、副議長、改選がなされました。新しく議長、副議長になられた方にまずおめでとうを申し上げたいというふうに思います。それと、各委員会につきましても改選がなされました。新しく委員長、副委員長になられた方も大変おめでとうございます。それぞれ議長、副議長から所信が表明をされました。あくまでも議会、理事者側は住民のやっぱり安全・安心を担っていくということが一番重要でございますし、民主主義、民主的な運営をしっかりとやっていくということも非常に大事でございますので、まだまだ理事者側につきましても至らぬ点が多々あるわけでございます。そういうことにつきましても、議会側からご指摘をいただきながら、少しでも住民の方々の安全・安心が守れるようにしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、引き続き皆さん方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

◇

○議長(吉中隆昭) これをもちまして、平成28年第3回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 牧 浦 秀 俊

署 名 議 員 辻 誠 一